

石川県薬剤師会
小松能美薬剤師会

および 加盟保険薬局 御中

後発医薬品変更調剤等に係る FAX 報告の取り扱いについて

平成 30 年 12 月 1 日
医療法人社団愛康会
小松ソフィア病院
病院長 亀田 正二

平素より、院外処方への運用にご協力いただきありがとうございます。

これまで、処方箋を応需した保険薬局より後発医薬品及び一般名処方の変更調剤についての FAX 報告をいただいております。このたび、厚生労働省通知①「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について（平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）」及び②「疑義解釈資料の送付について：その 2、問 43（平成 24 年 4 月 20 日事務連絡）」を参考に、以下へ対応を変更することといたしました。ご協力よろしく願います。

【今後の対応】

以下について保険薬局からの報告は不要とします。

後発医薬品変更調剤報告、一般名処方調剤報告

※なお可能な限り、お薬手帳の発行・記載を行い、
確認等が必要となった場合に確認可能な状況づくりにご協力ください。

本件お問い合わせ

小松ソフィア病院

923-0861 小松市沖町 478 番地

(18/10/2 住所表示変更済)

薬剤科 中山 山村 渡辺

法人本部 内潟

参考：厚生労働省通知①②について

①変更調剤の報告

保険薬局において、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品（含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。）への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄（含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む。）等について、当該調剤に係る処方せんを発行した保険医療機関に情報提供すること。ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない。

②一般名処方調剤報告について

カルテには、できるだけ詳しい情報を記載しておくことが望ましいとは思いますが、一般名を記載した処方せんを発行した場合に、実際に調剤された薬剤の銘柄等について保険薬局から情報提供があった際に、薬剤の銘柄等を改めてカルテに記載しなければならないのか。

（答）改めてカルテに記載する必要はない。発行した処方せんの内容がカルテに記載されていればよい。